

滋賀県環境影響評価審査会議事録

1. 日時 平成 26 年 4 月 25 日（金） 15:30～17:00
 2. 場所 県大津合同庁舎 7 階 7 D 会議室
 3. 議題 南草津プリムタウン土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書について
 4. 出席委員 市川会長、和田副会長、奥村委員、中井委員、中嶋委員、平山委員、松四委員、山崎委員
 5. 内容 (1) 事業の概要について
(2) 環境影響評価準備書について
-

【議事概要】

○議題について

[事業者が準備書の内容を説明]

(会長) それでは、委員の皆さまから事業者に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

今回 2 回目の委員会ですが、委員の交代が 3 月にありましたから、今回、新任の委員の先生がいらっしゃいますので、また新たに、今まで出ていないご意見が出るかもしれませんが、委員の先生方、ご質問、ご意見ございましたら、よろしくご願ひいたします。

(委員) ビオトープの今説明をしていただきまして、このビオトープは管理をする人が、土地区画整理組合が実質工事をされて、将来的には南笠の町内会が管理を引き継ぐというふうなことを言われていますけど、こういうことはできるものなんですか。例えば新しい住民さんのための住宅地ができたところに、まだ誰が住むか分からないところにビオトープをつくって、ずっと管理をしていくというようなことはできるようなことなんですか。

(会長) 私もそういうことをお聞きしたかったんですけど、準備組合ができて、先ほど説明の中で 8 年から 9 年ぐらいで解散という話をされましたが、その中で、住民に引き継ぐというご計画なんですけども、そのへんがスムーズにいくかどうかというのは、皆さんが心配していると思うんですけど、そこはいかがですか。

(事業者) 見ていただいたとおり、十禅寺川というのは非常に草の生えているところもあれば、また刈っていただいているところもありまして、また公園のことはあれなんですけど

ども、だからサクラが植わったり、アジサイが植わっているところもありましたんですけども、あれは老上学区という組織になって、そこのボランティア、そういうような組織の皆さんで十禅寺川の辺を管理しているということなんですね。

この公園ができたらどうするのかとおっしゃいます。われわれ、一応組合を立ち上げる者としては、皆学区の住民の者ばかりですので、その者が一応先導で組織をつくって、ボランティアグループというような組織を持ってきたらなと思っただけですけども、ただこれから実際に住民の方が入ってこられたらどうするかというのは、それからまた話を進めていくというようなことにたぶんなると思うんですけども、われわれがこうして開発というか、立ち上げた以上は責任を持ってボランティアグループを、組織をもうちょっと強化したいなと思っております。

(委員) そうすると、旧住民さんたちがまず先導してやられるということですね。

(事業者) はい。

(委員) 私はちょうど区画整理中のところに家を建てて、これから公園ができるということなんですけども、公園でちょっと疑問に思ったのが、まず公園をつくる時、ちょうど私の家の前が公園になるんですけども、公園をつくる時は必ず住民のワークショップというのが開かれて、それで、これから公園をどうするのかというのを、住民の意見を反映した公園にするというふうになっていたんですけども、まずこんな決めてしまうことができるのかなというのが疑問に思いました。

あと、私のところはその区画整理事業がちょうどこの3月で終了したんですけども、公園が実際にできると言われて、できるのは、もう3年後から工事が開始なので、それまでの間の種子の保存とか、そういうことについてはどういうふう考えられているのかなという、一年草とかもありますし、それがちょっと疑問に感じているところです。

(事業者) 公園をつくる際のワークショップをされたというお話でしたけども、今現在、住民の方はいらっしゃらない状態ですので、そういった手法を取ることは現在では困難と。ただ公園の整備内容につきましては、草津市の公園緑地課さんから、こういった公園にしたらかどうか、例えば子供さんがボール遊びをすると、ボールが外に飛び出したりとか、近隣のおたくの壁に当たったりして苦情が出ることもあるので、柵を付けたほうがいいのか、そういった具体的なアドバイスをいただいておりますので、公園緑地課さんとよく相談して、公園とビオトープの整備内容については相談して進めたいなというふうには思っております。

整備中の保全対象種の保全につきましては、工事の具体的なスケジュール等をにらみながら考える必要があるんですけども、必要があれば域外、事業地区外に一たん持ち出して

また戻すといったような、そういった対応も必要かと思っております、なにぶんスケジュールのところまで詰め切れておりませんので、具体的にどこをどうということは今ないような状況です。

区画整理事業の進め方について、特に組合施行ですと、事業の収支が非常に微妙なところでして、もし赤字になってしまいますと、地権者の皆さま方でご負担していくような事業になっています。要するに、賦課金を取ってでも区画整理事業を終了しないとできませんよというふうな趣旨で法律の中にうたっています。

そうなりますと、どうしても事業の優先順位はライフラインを整備する道路等がやはり優先順位が非常に高くなってしましまして、事業の採算を見て、公園を最後の終盤のほうでたぶん整備されていくのではないかなというのが一般的です。

ただ今回、この地区に関しましては、もちろん公園のグレードもこれから考えていって、設計のほうに反映していくわけでございますが、まず環境面に対しては、ビオトープに関しては、一旦ある一定の場所に整理させていただくと。それとあと遊具とか、いろんな遊び場とかというのは、今後また皆さんの意見を反映しながら大体整備していくようなかたちで考えてございます。

(会長) 区画整理事業は5年ぐらいかかるんですね。

(事業者) はい。

(会長) ビオトープは、その5年目の最後ぐらいにできるということですか。

(事業者) 全事業の前段ぐらいから、一度に開発はまだできません。1工区ごとに上げていくようなスタイルを取ってしましまして、1工区の工事を仮にしたとしても、まだ2工区、3工区では休耕、田んぼをつくらないような状態で残っている地区、場所もございますので、そういったところに移植先を選定させていただきながら、事業の終盤には当然ビオトープをつくれますけど、それまでには一定まだ工事をしていないところもございますので、そこのほうで種子保存等を考えていきながら、最終的にはビオトープに保存していきたいと考えてございます。

(会長) その区画整理事業が終わってから、組合の解散までは何年ぐらいかかりますか。

(事業者) 事業のスケジュールがこの中に載っていたと思います。大体8年から9年ぐらいで事業が解散していくようなかたちになっていきます。

要約書の21ページでございます。区画整理事業というのは工期とか、土地面積の法務局の届出とか、いろんな事務的手続きがございまして、工事が終わっても、まだ2、3年

は組合解散のいわゆる手続き等が残っていますので、工事に関しましては実質6、7年でございますけど、解散までの手続きを踏みますと、やはり8年、9年はかかるかなということですね。

(会長) では、そのビオトープができてから2、3年は、維持管理の住民への引き継ぎのようなことはその間でされるということですね。

(事業者) そのとおりでございます。

(会長) もう一つお聞きしたかったのは、組合さんは、結局ここにまた組合さんの主要なメンバーの方は住まわれて、その自治会の主要な立場で残られる可能性は非常に高いという、そういうふうには考えたらいいんですか。

(事業者) 組合というのは、要するにこの土地を持っている方が全員組合員になりますので、新たに新しい住民さんというのも当然増えて中に入ってきます。事業の終わり、区画整理の終わりのときには、保留地といまして、一般の住宅地がもうザッと建つような時期になりますので、その組合が解散するまでの間に、当然新しい新住民さんの方と、例えば自治会の構成であったりとか、新たなボランティアの組織であったりとか、そのへんは役員さんのほうが汗水かいていただくようなかたちになるかとは思いますが、新たな組織づくりというのも、解散までの間の中で、次の担い手を育てていくようなかたちを考えてございます。

(会長) このビオトープについて、やはりつくって責任を持っている人が、ここができた後もその自治会の主要メンバーとしていらっしゃるんだとしたら、多少は先生方は安心なんですけど、そこでガラッと変わってしまうと維持管理がうまくいくかなという、そういう心配をされている。

(事業者) その地区に関しましては、ビオトープの隣が墓地。皆さん、地元の方がしょっちゅう行かれるような墓地のところにしたというのも、これから住民さんと今までの役員さん、組合員さんがここで上手にビオトープづくりをやっていただきたいという思いで、その方針でもやらせていただいております。

それと役員さんは組合が解散したら一般の地権者に戻ってしまいますけど、当然組合の役員さんもこのへんは地元の方でございますので、そのへんは十分新しい方とボランティアづくりとか、農耕の仕方とか、そういったことを伝授しながらやっていくということも考えてございます。

(委員) 確かにこのビオトープについては一応構想だけが挙がっていて、それをどのように担保できるのかというところが全然見えないので、委員の先生方全員不安だと思っています。

今何点かノウハウとかを組合のほうから新しい住民に引き継いでいくというようなお話をされてはいるのですが、10ページの「ビオトープの維持管理作業項目(案)」を見させていただくと、そういったボランティアでされる方は、どちらかというとりタイアされた方が中心に行う内容です。私も別のいろんな事業、こういった住民と、それから行政との中でビオトープとか、河川の維持管理というようなところでの参加したりしていますが、こういった草刈りとか、川底の泥上げなんかは非常に作業的に困難というんですか、重労働です。ボランティアの方々から「どうにかこれをしてくれ」というような意見も結構聞いたりします。ですから、そのあたりのところは、構成する年齢層とか、そういったボランティアを担ってくれる組織というところは注意深く検討してつくっていかねばならないのかなというふうには考えております。

にしても、住民、組合さんのメンバーと、それからその後を引き継いでいくボランティアという中で、例えば、この保全対象種は刈らないように注意してとか、これは外来種だから駆除しなければといったようなことがあります。それらを一般の住民の方々全てに任せるとするのは非常に難しいことだと思います。専門家でも難しいものもありますので、そのところは、やはりある程度行政の方々が、最初にサポートできるような体制を持っていただかれるようなことを考えて欲しいです。このビオトープの維持管理作業とか、そういったところを立ち上げるときについて、サポートできるようなことというものを何とかきっちり、このところで担保しておかなくてはいけないかなというふうに考えます。

あとこれは、事務局の方のほうにお願いなんですけども、滋賀県さんの中では、こういった住民によるビオトープ関係の維持管理とかを、さまざまところでされていると思います。そういった事例で成功しているというのですか、そういったことができていような事例をもっとお示しして、どういった組織でどういうふうな管理方法をやっているか、ここのところでは、今みんながそうやって取り組んでできる、年間通して作業ができていることができていますよというようなところを、何というのですか、伝授といったらおかしいんですけども、知らせてあげて、そこを参考にできるようなものを提示してあげて頂ければ、住民の方々も一から全部ポーンと渡されるよりは、何となく道筋が付いて、こういったものが立ち上げていけるのではないかなというふうに考えます。

(会長) 今、行政の話が出たんですけど、滋賀県さんとか草津市さんになると思うんですけど、滋賀県さんとして何かそういう、今までこういうビオトープの維持管理を支援してきたという、そういう事例とかはございますか。

(事務局) そうですね。そういうデータベースを持っていそうな部署に確認したりしなが

ら、いい情報があれば事業者のほうにお伝えしたいと思います。

(会長) 事業者は、草津市さんといろいろ対応されているそうなんです、その中で、もう少し草津市さんにご支援いただくというようなことはできないんですか。

(事業者) 公園緑地課さんと実際協議する中で、やはり維持管理に草津市が直接関与することは難しいということでした。例えば、公園内にトイレなどを整備しても、その掃除なんかは地元の方にいただいているのが現状なので、今回ビオトープを整備するのであれば、やはりその維持管理についても地元でしてほしいという意向でした。

いきなり「はい、どうぞ」と投げるわけではなくて、移植なりして、こういうふうに管理してほしいといったことについては、特にどれがどれか分からないというお話もありまして、保全対象種はこれですというのが分かるような資料とか、マニュアル的なものをつくって、それを見ながら維持管理をしていって、新しく来られた住民の方ですとかボランティアさんにも、そういったものをお示しして維持管理に参加していただくという、そういったことをしたいというふうに考えています。

(委員) 今はできる限り住民等が行っていくというスタンスに移りつつあると思うんですけども、できる限り、できる範囲の中でのサポートというものです。何かいわゆる窓口相談室みたいな感じの無料でそういったところの分とかで、今おっしゃったようにマニュアルとか、こういうことをしていく、こういうものを立ち上げるのであれば、こういうことを段階的にやっていけばきっとうまく整備できますよとか、こういうところに配慮したほうがいいですよというようなところは、できる限り示してあげてもらえればというふうに思っております。

(委員) ビオトープの維持管理に関して、ビオトープをつくる目的からしても、学校を絡めて管理していくというようなことはかなり現実的な案としてあり得るのかなと思うんですけども、例えば小学校が近くにあれば、その授業の一環として草刈りをするとか、教育の面でも効果があるように思いますし、そういう案というものはお持ちではないでしょうか。

(事業者) そういった事例も確かに見聞きすることは多いんですが、そこまで具体的なところは今、現段階ではそういう検討はしておりませんが、今いただいたご意見も踏まえまして、また今後、検討を進めたいと思います。

(会長) このビオトープ関係でお聞きしたいんですけど、この要約書の5ページの土地利用比較の表がございすね。

(事業者) 土地利用比較の要約書の5ページの表でございますが、表3. 2. 3でございますが、計画前の農耕地の面積と河川・水路等の面積に、すいません、誤植、誤りがございまして、増加しました十禅寺川の河川・水路等の面積のほうが農耕地のほうに加算されていまして、数値が、農耕地の面積が正確には今お配りした資料のとおり、283, 554平米ということで、89. 8%、河川・水路等の面積が12, 021平米、3. 8%ということで、そのところを誤植、間違えておりますので、修正させていただけるよう、よろしくお願いたします。

(会長) 分かりました。では、要約書の5ページは、これは間違い。

(事業者) はい、誤記でございます。

(会長) それで、今配っていただいた資料で、結局計画後のほうが河川・水路等が少し増えることになりますね。これはどういうことが起こっているのですか。

(事業者) 河川自体は変わらないのでございますが、水路部分がやはり登記上、水路が現況では水路として登録されていないような表記になっておりますので、それを今回、計画で新たに水路として土地利用を明確にしますものですから、面積が増えたようなかたちになっております。

(会長) 実際は水路が減るんだけど、登記上は増えるという、そういう意味ですか。

(事業者) 地目として、現況の水路で、水路なんですけど、水路になっていない地目で挙がっているということでございまして、内容的には現況とほぼ同じようなかたちでございます。

今回増えたのは、計画ではっきり水路として地目が明確になりますので、その部分が水路として増えたようなかたちになってはいますが、これは計画後のもので、ほとんど同じものでございます。

(会長) 分かりました。実質は増えないんだけど、書類上増えているということで。

(事業者) はい。

(会長) 今のビオトープは、これは公園緑地のほうに入る。

(事業者) はい。公園の部分です。

(会長) それはもうここに換算してある。もともと公園はつくることになっているので、ここにもともと入っていたという。

(事業者) はい。入っております。

(委員) ビオトープの中身についてなんですけれども、今後変わっていくことだと思うんですけども、きょう準備していただいた資料の7ページなどを見ますと、こういう水田みたいなのをつくっておけば、水田にいたような植物が生えるのではないかということで、このような例が示されていますけれども、こうしたものを見て感じたのは、鳥籠の中の鳥で、ただいておけばいい、保全したことになっているというふうな印象を受けました。

それで、こうしたプールみたいなのに植物がいて、みんな、では親しみを感じるかということ、周辺の住民の方々はそんなすごい管理もさせられるし、よく分からない植物が生えているみたいなんだけど、もう大変だなという印象を受けられるのではないかな。私だったら受けます。

もっと傾斜とかを付けたり、公園全体がビオトープという感じで、住民の方が愛着を持って接しられるような起伏があったり、里山みたいな、きょう見た環境みたいなのを凝縮させたような感じにして、そういうできるだけ省力で自然の水の流れとかを利用して、そうした中に自然にこうした植物が生えているというような感じにしないと、労力もすごく大変で、なかなか住民の人に理解を得られるようにはならないのではないかなと思います。

楽しく管理していく中で、すごく愛着を持って管理していく中で、自然にそうした植物もいるというような計画をもうちょっと考えられたほうがいいのではないかなと思いました。

(事業者) 今のいただいたご意見はもう少し大規模なビオトープを設けるといことと、あと湿地以外の里山的な環境も設けると、そういったことでしょうか。

(委員) 例えば9ページだと、公園の広場があって、その中にプールみたいなのところがあって、そこにいるという感じなんですけど、要はこの公園全体をそういう緑の、何というのですか、ビオトープ公園みたいにとするのはできないんですか。

(会長) ビオトープは、いろんなビオトープがありますね。もうちょっと普通の自然のような池のかたちのビオトープもありますよね。ここで、7ページで、こういう写真、真四角ポンポンと切ったという、たぶんこの例があまりよくなかったのではないかなと思うんですけど。

(委員) ちょっとその例が。

(会長) ビオトープの形というのは、もうこんな形で、これが頭にあるんでしょうか。

(事業者) もちろん形状については、本当にこれはいいと思ってきて当てはめただけですので、もっと検討は必要かなというように思っております。ただ、あまり簡素化することもよくないのかなとも思って、できるだけまとまった形がいいのかなと思って、現在のところ、こういう形で提案させていただいております。

ただ、具体的な形状につきましては、もう少し検討は必要かなというように思っております。例えば、これを道路沿いに配置して、道からも見えるような形にするとか、そういったことも可能かなというようには思っております。

公園全体をビオトープ化というお話もありまして、当初草津市公園緑地課さんにお知らせに行ったときは、もっと大きいビオトープの絵を持っていったんですけども、やはりちょっと大き過ぎるというふうに意見がありました。その根拠としましては、これは街区公園という位置付けで、その中に設けるということで考えておりまして、公園の機能として、先ほど4ページにもありましたけども、子供たちが遊べる、休憩できる、そういう機能を持たせてほしいというのが草津市さんのご要望でした。

あと街区公園ということで、その入園距離が大体250mぐらいの範囲から子供たちが遊びにくるとか、そういったことを想定していますので、その公園の中にビオトープもあってもいいけども、やはり広場としての機能、こういったものを持たせてほしいというようなご要望もありまして、そのへんで今協議を進めておりますということです。

(会長) こういう案は感心しないという意見が出ているので、いろんな人の意見を聞いて、いいビオトープを計画していただければと思っております。

(事業者) ただ今いただいたご意見もそうですし、また具体的なビオトープの構造等につきましては、もし可能でしたら、委員の先生方にもお伺いしながら具体化を図っていきたいというように思っております。

(会長) 今日ご欠席の委員から水生生物について何かありますか。

(事務局) 特段ご意見はいただいておりませんが、引き続き聞いてまいります。

(会長) では、今日の意見なんかもお伝えしていただければと思います。

(事務局) はい。承知しました。

(委員) 旧住民さんが違和感のないビオトープというのがいいかなと。前、昔、自分たちが見ていた風景に当てはまるビオトープみたいなもののほうがいいかなと一つ思いました。

(事業者) 参考にさせていただきます。

(委員) ビオトープをつくられるという目的は理解できそうなんですけども、公園を兼ねるということで、砂場とボール遊びができるようにしてほしいとか、それは何か違和感を感じるんですけども、つまりビオトープ公園というのであれば、ビオトープに遊びに行くということが前提で、そのためのビオトープなのではないかなと思うんですけども、そのへんも少しコンセプトとして考慮していただけたらなというように思います。

(事業者) 公園緑地課さんとしては、やはり先ほど申し上げたようなそもそもの公園の機能というのも持たせてほしいというようなご意向がございましたので、今いただいたご意見もお伝えしながら、今後また、より具体化を図っていきたいと思います。

(会長) ビオトープ関係よろしいでしょうか。

では他の環境項目についてご意見、ご質問。

(委員) 景観について、以前の審査会で前任の委員が緑化計画ということでご意見をされて、それに対して、今回非常に前向きな回答をいただいたというふうに思っておりまして、確かに開発してしまった後はもう3%という、非常に公園としてはぎりぎりの数字で開発されるということで、もともと農耕地であったところの緑がすごく減るので、できるだけ緑が増えるような今後方法を取っていただくというのは非常にありがたくて、その方法として緑地協定と、この地区計画、景観協定というのも考えていらっしゃるということなんですけれども、これは例えば、まず緑地協定のほうは具体的に検討していただけるという記述なんですけれども、具体的にどういう緑地協定を、各敷地内なので、どれだけそれが将来的に担保できるかということは必ずしもお約束できないと思うんですけども、現在、この地区の緑地協定として、どういうものが個々の敷地としてふさわしくて、それが連たんしてこれだけの面積になると、どういう緑が増えていくというイメージを持っていらっしゃるのかということをお伺いしたいのと、あと、さらにもっと厳しい協定を掛けるとするなら、地区計画とか景観協定になっていくかと思うんですけども、そのへんはどのぐらいまで真剣に考えてやられているのか。書いていただくのはもちろんなんですけれども、やはり非常にハードルの高い計画であることは重々承知しておりますので、ただ緑が非常に減ることを何か将来的に担保するような縛りみたいなものが、組合設立時に、土地を個々に売られる前に、何とかしていただければと思いますので、簡単にどういうイメージを持たれているかということだけお伺いできればと思います。

(事業者) 具体的には周辺の森とか、そういったところの緑化の事例を見ながら、大体そういうイメージで、住まれる方々、土地区画整理の組合が設立した中で、どういうまちづくりをしたいかという、そのへんを含めて事例の中で検討していくようなことを今考えております。

具体的に生け垣が何本で、高さがなんぼというところはまだないんですけど、そういう目安としましては資料の中にも付けたんですが、草津市の景観条例の中に事例で示された例があるので、そういったものを一応ベースにしながら皆さんの合意形成をどこまで得られていくかというのをやっていきたいというようなことでご説明して、区画整理のほうで進めております。

(委員) ぜひ草津市さんの担当部局とよくご相談いただいて、ハードルが高いのは本当に承知しているんですけども、可能な限り、やはり売る前に何とかお約束をつくっていただきたいというご要望も含めて、できるだけよろしく願いいたします。

以上です。

(委員) 今のご質問と関連するんですけども、きょうも結構鳥の種類が多くて、8種類ぐらい確認できました。この計画地は造成後も農地がまた南西部に残りますし、それから周囲に社寺林が結構多いということが特徴です。今回開発されるのが31.6haという、かなり広面積に開発されるということで環境影響評価の対象となっていることを考えると、緑地を極力確保することを重要視し、植栽をできる限り多く残して、その周囲の農地と社寺林等をつなぐコリドー的な役割を果たすような緑化計画にさせていただくと、今回の場所が生きてくると思うんです。だから最初に市のほうが公共施設の緑化ということを行っているということなので、そのへんをきちっと市のほうと相談し、非常に面積の大きい道路について、できる限りメインなところは緑化をして、コリドーとしての役割を果たしていくと、周囲の環境と調和した環境が残せるのかというふうに思いますので、そのへんをよろしく願いいたします。

(事業者) いただいたご意見を踏まえながら、草津市さん、担当の部局と相談して、そのへんをできるだけ反映できるようにしたいと思います。

(事業者) 今日、ちょうど北野橋というところから皆さんは歩いてJRのほうに上がっていただいたんですが、あの川は十禅寺川というんですけど、かなり深かった。雑草とか、いろんな木とかが生えていたんですけども、あそこの両側に、両側だったかな、中だったかな、歩道、平らになって一応親水池というのですか、水と遊べるというようなことで、あの川が。以前は旧のほうがあったんですけども、新しくデッキしていただいたんですね。

ですから、あの川の中がかなり深いし、雑草が生えている。われわれもそのへんの管理という面も、これは県さん、あるいは市さんと相談しなくてはできないような状態。きょうも、子供さんとお母さんが階段を伝って、水で遊ばれる方が一組おられたんですけど、もうちょっと何か入りやすいような、もしあまり入ると、例の大水とかが来たら、また危険なんですけども、こうやって戯れるというのであれば、県のほうの人も、皆さんもおられますし、そのへんの管理をどうするかということもしていただいて。

われわれは側面のところに今サクラを植えているとか、アジサイがなっていたんですが、あそこをもうちょっとそのへんの木を植えて、あの見える道をメインにして大江霊仙寺というのが下のほうにはできるんですけども、そこからJRに向いてですが、いい住宅地ができるんだなという、やはり道路の管理とかということをしていって、そのへんの環境面も含めてやったらどうかなと思っているんですけどね。

これにはボランティアとか、そうしないと、なかなか人が。市もお金を出せない状態ですので、どうしてもそういうようなことになりますので、やはり主は旧の住民、新しい住民にボランティアの皆さんとかという、非常に難しいですけども、われわれみんな、住民、地域の者が近くにおりますのです。年を取ってきたらできないかも分かりませんが、それはまた考えたらいいんですけども、とりあえず当面はそのような状態で、その環境をよくしていただいたら、このように思っています。

(委員) 今のお話で関連したことなんですけれども、逆水かんがいで流した農業用水が最後に十禅寺川のほうに合流しますよね。これを開発した後は、維持流量的には同じ流量がそのまま流れるんですかね。今日見た河川、もうほとんどわずかな濬筋だけで、これから水の触れ合いの場といった場合に、これまでだったら、たぶんこれから逆水かんがいでかなりの流量を流して、それを使わない分は全部十禅寺川のほうに流れて、ある程度その水辺というのが出てくるんだと思うんですけども、ここが宅地に変わった場合に、逆水かんがいで得られている維持流量的な河川、また、雨水流入による十禅寺川の水量は、この計画、整備された後、どのようになるのでしょうか。

(事業者) 一部はJRからずっと治田神社というのがありまして、そちらの向こうに、ほ場整備をしたところがあるんですね。そちらに要は持っていくという感じで、送水の配管をしていただいていますね。ちょうど、古墳のところからずっと水路回って、1本見えていて、コンクリートでしている。あれが揚水ですね。水が上がってくる何ですので、それが、あそこ一帯が水が必要なかったら、これに当然バイパスが、まだ田んぼがありますので、下流のほうに、そちらに行くように一応、今計画もしていただいていますし、全部が十禅寺川へ落ちるといわけではないと思いますので、ただその量が100あったら、50か幾らある、100落ちるのかということもまた考えて、排水の業者さんに配管してもらおうということですね。

(委員) 今日の資料2の2ページの「十禅寺川の利用方法の明確化について」ということで、今回回答を載せていただいていますし、自然を活かして「人が近づける機能」とか、「生物の生息の機能」というのを挙げられているわけですので、やはり都市河川とかというふうになってしまうと、維持流量というのがだんだんなくなってしまっていて、人が近づいてもあまり水が流れていない川とか、あと生物もすめないような川であつたら、逆に住民の方々が一生懸命そこを管理して、そういうのをつくろうとしても、なかなか水の供給というのが困難になるので、そのあたり、この計画でどういうふうになるのかが私のほうも見えなかったもので、人と自然との触れ合いの活動の場というのをこれから創出されていくのであれば、水循環のところについては、今後の計画に、その土地を整備していく中で重点を置いて考えていただければなというふうに思っております。

(事業者) そのへんも含めて水路の位置とか、そのへんも考えて活かせるようにしたいと思えます。

(委員) 1ページのところで、事業計画の一番最初に、例えば「水路脇の非舗装として残るあぜ道的な道路の位置を教えてほしい」という質問に対して、「管理・安全性から、雑草等が生え難い通路を計画しています」という回答があつたんですけども、いわゆる非舗装といたら、どちらかという自然の先ほど出たコリドー的な、生物とかが通るけもの道的なもので、逆に残してほしいとは思っているんですけども、この管理・安全上から例えばベタッと舗装してしまうのかどうかという、このあたりのところがちょっと今の計画の中で見えてこないんですけど、イメージ的にはどのようなものをお考えでしょうか。

(事業者) 資料2-2のところに、左側上の水路に黄色で囲んだような部分、これが現況で残るところなんですけど、ちょうど水路の横に平らなフラットな部分、こんなものになる予定です。

(委員) ここがいわゆる本来非舗装で、あぜ道的な感じのところなんですね。

(事業者) そうです。これは具体的には、周辺に残る一部分の土地でございます。こういうところも結構周辺と同じ地質的で、雑草が生えているところです。こういう本来非舗装である水路管理通路を、あぜ道的な通路とご説明しました。計画では、もう少し管理道として、きれいな幾何学的な形で整形した形で残す計画です。

(委員) その目的というより、ここに書いてあるように、管理・安全上というところがたぶんすごく主眼には置かれているんですけども、できればその管理・安全上を考えた上

での、いわゆるコンクリート構造物ではなくて、例えば土の上にちゃんと芝で、雑草が生えたら危険にならないようなものというのを、いろんな建築構造物は結構そういったのが出ていると思いますので、できる限り自然というのですか、緑とか、そういった配慮されているようなもので、この近く、この辺りを整備していただけると、先ほどのビオトープもありますし、それから河川のつながりという、いわゆる自然の線状的な、線的なものができるのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(委員) 今日拝見した古墳公園なんですけども、せっかくこうして新しい住宅地がつくられる中に、もし歴史的なものがあつたら、それは新しく住まれる方にとっての新しい場所での自分たちの住んでいるところの歴史というのが分かると思うんですが、ただ私、先ほど現地でもご質問したんですが、本当にあれが古墳なのかどうなのかということですよ。

その調査もされない、植生だけを残して公園にされるというようなお話だったんですけども、そのときに、もし植生だけを残して公園にされるのなら、普通の緑地の公園というふうにされたほうが良いと思うし、古墳公園と名を付けて、古墳でなければ、これは大変なことになってしまうので、そのときには、やはり少し教育委員会と、僕はちょっと歩いて、あれが古墳かどうかというのはよく分からなかったの、教育委員会の文化財担当部署ときちつとそのへん、本当にあれが古墳なのかどうなのかというところは確認をされて、名称等を付けられたらいいと思うんです。

(会長) あれは、ただずつと古墳公園と呼んでいるんですか、今まで。

(事業者) 全体が古墳群になっていて、古墳の部分だということを資料とか、地元の方からお聞きしているの、古墳公園の名称を今使わせていただいていますので、今ご指摘の点につきまして、そのように対応いたしますので、教育委員会で確認させていただきます。

(事業者) 治田神社からちょっと北側に山があるんですよ。そこも古墳とって市の教育委員会、そういうほうからそういうような名称をいただいて、古墳ということで聞いているんです。あの近辺は、そのようなものがたくさん出てくるということで、また遺跡とか、そのへんも含めてなんですけども、あると思うんですけど、そのへんをきちつと聞いて確認して、名称を付けるようにしていきたいと思っています。

(会長) 大気汚染で2点ほど聞かせてください。

一つは要約書の34ページに、大気環境の調査をされて、その調査結果で34ページですね。34ページの左の段の表の上に、「全ての調査項目で環境基準を下回った」というふうに書いてあるんですけども、これをよく見ていると、光化学オキシダントに関しては1時間値で30回ほど0.06ppmを超えていますね。それから微小粒子状物質PM

2. 5に関しては、これは20.4という値なので、年平均の15を超えていますね。これはおかしいのではないかというふうに思うんですけど。

(事業者)「予測対象とした二酸化窒素、SPMについては」というようなご説明が抜けていますので。

(会長)そういうことですね。予測の項目についてはという意味ですね。

(事業者)明記して修正させていただきます。

(会長)それともう一つは、工事中の重機の予測で、SPMが環境基準を超えていますね。先ほど特に見せていただいた保育園のところ、3カ所ぐらい超えているんですかね。その1カ所が保育園のところなんですけど、これは事後調査のところ、準備書本体の9-20ページのところに事後調査計画の表が書いてあって、この大気質のところ、「環境保全措置により基準を達成できる」と。要するに浮遊粒子状物質の評価値や基準値を超過すると予測された。けど「環境保全措置により基準を達成できる」と考えるというふうに読める。基準を達成できるという、この根拠は何ですか。

(事業者)根拠的に反映できる数値というのがあれなんですけど、環境保全措置で防塵のシートとか、そういう対策とか、風向きを考慮してするなどの対策により、正確に言いますと、できると考え、どう言うのですか、逆にそういう超過している部分なので、事後調査の中で確認するような文章にいたしますので、環境保全措置としては、そういう超えていることでこういうものをするんですけど、定量化、その数値をしていませんので、考えるまで書くと根拠を明確に示すことができないので、事後調査の中で確認をさせていただきたいと考えております。

(会長)環境保全措置は、今は何かシートを立てられるとかと言われましたけど、そういう話は環境保全措置に書かれていないんですよね。

(事業者)要約書でいいますと、34ページの②のところでございますが、そこに5項目、環境保全措置と書いていただいているので。

あと、先ほどちょっと簡単にはご説明したんですが、風向きやいろんなことを考えて考慮、では、ここなのということと。

(会長)ここは、でも粉塵のところですね。

(事業者) そうです。

(会長) 上の排ガスに関しては書かれていないです。普通、例えば壁囲いを作ったり、何かそういうことをしますよね。そういうことは書かれていないですね。

(事業者) 重機の排出ガスについては、すいません、それは書いておりません。

(会長) では、重機のほうも必要に応じてされるということですね。

(事業者) はい。これは大気と騒音とに兼ねての話なんですけど、やはり民家のところへ影響があるというのが事前にこれだけ近づくと分かりますので、約10mとか、そういうところへ近づいていく前に、民家の方にも、そういうちょっと物々しい大変なシートを張ったりするものなので、そういうことをご説明した上で同意を得て行っていくということを計画しております。

(会長) きょう見せていただいた保育園と、その前にあった民家で、3、4軒ありましたね。あそこに関しては特に工事中の配慮が必要です。

(事業者) そうです。近いところに対してはというもの。

(会長) 環境配慮をしていただきたいと思うので。

(事業者) はい。

(委員) 地盤に関することで質問させていただきたいんですけども、要約書の27ページについて、地盤に関するところで知事意見がありまして、それについてなんですけれども、地震動による液状化等の可能性について、環境影響評価の対象とする。ただし、これは調査の結果に応じて対象とするというふうになっていまして、事業者さんの見解としまして、液状化の可能性については検討しますということにはなっています。詳細はPの6-5を参照というふうになっておりますので、準備書のほうのPの6-5を見てみますと、準備書のPの6-5、その上のほうに、土壌の中に地盤という環境要素について選定理由が書かれていまして、結論から言いますと、環境影響評価の対象とは選定しないということとでバツが付いておりますけども、その理由としまして、地下水面は高いけれども、地上付近に砂質の層が確認されず、液状化の可能性は低いと想定するというふうに書かれてい

ところが、このさらに資料編8-6の土壌のところを参照というふうに書かれていま

て、そちらのほうをさらに見ていきますと、資料編の8 - 6ですね。8 - 6を見ますと、ここに、資料編の8 - 6 - 2という資料ですけども、ボーリング調査の結果が示されていて、これはちょっとややプリントが読みづらいんですけども、地上付近、液状化対策ですと、通常20mぐらいまでみるんですけども、そこに砂れきとか、砂、砂れきとか、シルト質砂とか、資料8 - 6 - 3が2つめの別の地点のデータですけども、そこにも、見にくいですけども、粘土質、砂とか、れきなり砂という言葉が出てきますので、地上付近に砂質のものが見られないというのは、このボーリングデータと相反するものと思うんですけども、その点に関してご説明いただければと思います。

(事業者) 液状化につきましては、この資料編の原稿がかなり見にくい状態で、誠に申し訳ございません。確かにNo. 2地点の7mから8mぐらいのところに砂質の層がございまして、それからしますと、表記をさせていただいたものが「砂質の層がなく」ということが該当しませんので、一部のところにそういったものがございまして、そこにつきまして、「今後詳細設計を取るのに地質ボーリングデータを新たにした中で、地下水面上に飽和した粒度淘汰のよい、低い密度の砂質地盤が確認された場合などは、土地の利用計画等を考慮し、有孔管埋設や排水溝の検討をする」というような文章に変更させていただくように考えております。

そうした中でボーリングデータ、「砂質の層がなく」という部分をよく見ると、7から8mのところの層に確認されますので、間違いというか、砂質の層がないというのは該当しないものですから、そのところを、先ほどご説明したように、「地質ボーリングデータに沿って適切な対応をしていくという対策も、必要に応じて検討していきますよ」という文章にさせていただきたいと考えております。

(委員) この場所の土地の成り立ちからすると、表層はきょう見たような割と粘土質のもので覆われていると思いますけども、中のほうには、たぶん扇状地性の砂があると思いますので、国交省さんが、25年3月ですかね、技術指針を出されていまして、それに沿うようなかたちでボーリングをしていただいて、われわれの身長ぐらいの深さのところまでに液状化しやすいような砂の層があるのではないかというような想定で見ていただくのがいいかなと思ったりするんです。

(会長) いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、どうも委員の先生方、ご審議ありがとうございました。

あと、関係機関の意見が次回までには提示されるということですので、意見がまとまりましたら、それらを含めて、次回に最終的な審査意見として取りまとめていただくという、そういう予定になっておりますが、いかが、それでよろしいでしょうか。

はい。では、以上で本日の審査会を終了させていただきます。

【終了】